

統一地方選挙

福岡県議会議員一般選挙投票日

4月9日(日)

新宮町長・新宮町議会議員一般選挙投票日

※いずれも午前7時～午後8時

4月23日(日)

※相島区(第6投票区)は繰上投票のため、それぞれの投票日の2日前の午前6時～午後5時です。
※心身の故障その他の事由で、自分で投票用紙に書くことができない人は、本人の申し出により代理投票ができます。
※開票は、それぞれの投票日の午後9時から新宮町役場3階大会議室で行います。

問い合わせ先

新宮町選挙管理委員会(役場総務課内)
☎963-1730(直)

大事な投票、忘れずに!



明るい選挙キャラクター
選挙のめいすいくん

投票できる人

県議会議員一般選挙

次の条件のいずれにも該当する人
①日本国民で令和5年4月9日現在で満18歳以上の人
(平成17年4月10日までに生まれた人)

②令和4年12月30日までに転入の届けをし、引き続き新宮町に住所を有する人

※令和4年12月31日以降に県内の他市町村から転入した人は、選挙人名簿に登録されている前住所地の市町村で投票ができる場合があります。

投票所(期日前投票所)では「引き続き県内に住所を有すること」の

確認の申請、または転入先や最寄りの市区町村などが発行する「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」の提示が必要です。
詳しくは問い合わせください。

※投票日である4月9日(日)(相島区は4月7日(金))までに新宮町から福岡県外へ転出した人は、投票できません。

町長・町議会議員一般選挙

次の条件のいずれにも該当する人
①日本国民で令和5年4月23日現在で満18歳以上の人
(平成17年4月24日までに生まれた人)

②令和5年1月17日までに転入の届けをし、引き続き新宮町に住所を有する人

※令和5年1月18日以降に転入の届けをした人や投票日である4月23日(日)(相島区は4月21日(金))までに他市町村へ転出した人は投票できません。

投票所入場整理券

投票所入場整理券は、投票受付をスムーズに行うためのものです。入場整理券を紛失しても投票する権利が失われることはありません。投票

所入場整理券が届かなかつたり、紛失したりした場合、投票当日に投票所受付にお知らせください。

県議会議員一般選挙用

入場整理券発送日

3月28日(火)ごろ

町長・町議会議員一般選挙用

入場整理券発送日

4月12日(水)ごろ

※配達に3、4日程度かかることがあります。

選挙公報

選挙公報を各家庭に配布します。

県議会議員一般選挙公報発送日

4月2日(日)ごろ

町長・町議会議員一般選挙公報発送日

4月19日(水)ごろ

※町長・町議会議員一般選挙の選挙公報は4月18日(火)の告示日(立候補届出日)から作成し、4月21日(金)までにお届けできるようにしています。

4月19日(水)以降は期日前投票所でご覧いただけるほか、町ホームページにも掲載します。

期日前投票

投票日に仕事や旅行などで投票所に行けないと見込まれるときは、前もって期日前投票をすることができ
ます。

【受付期間】

○県議会議員一般選挙

4月1日(土)～4月8日(土)

※相島区は4月6日(木)まで

○町長・町議会議員一般選挙

4月19日(水)～4月22日(土)

※相島区は4月20日(木)まで

【受付時間】

土曜日、日曜日を含む

午前8時30分～午後8時

【受付場所】

新宮町役場 2階 第2会議室

【必要なもの】

入場整理券

※投票所入場整理券が届いていないときや紛失したときは、期日前投票所の受付にお知らせください。

※投票所入場整理券に「期日前投票

または不在者投票請求書・宣誓書」を印刷しています。これに必要な事

項(氏名、生年月日など)を記入しておく、受付時間が短くなり
ます。

新型コロナウイルス感染対策

選挙管理委員会では、有権者のみなさんに安心して投票いただけるよう次のとおり、投票所での感染対策に取り組みます。みなさんのご理解とご協力をお願いします。

【投票所での対策】

- ・定期的に換気を行います。
- ・来場者用アルコール消毒液を設置します。
- ・投票事務従事者はマスクを着用します。
- ・使用済みの鉛筆の消毒を行います。

【みなさんへのごお願い】

- ・咳エチケットにご協力ください。
- ・アルコール手指消毒、来場前後の手洗いに協力ください。
- ・周りの人と一定距離を保つようご協力ください。
- ・混雑を避けるため期日前投票をご利用ください。

【新型コロナウイルス感染症により療養されている人などの投票】

新型コロナウイルス感染症に感染し、一定の要件に該当する人は、特例郵便投票制度が利用できます。詳しくは問い合わせください。

■投票所 ※投票所の場所(地図)は投票所入場整理券に印刷しています。

投票区	投票所施設	対象区域
第1投票区	新宮区公民館	下府2区、新宮区、湊区
第2投票区	新宮小学校体育館	下府1区、杜の宮区、湊坂区、桜山手区、パークシティ区
第3投票区	地域交流室 (アクア新宮内)	上府区、緑ヶ浜区、中央駅前区、中央駅西区、よつば区、(仮称)アーバンパレス新宮
第4投票区	シーオーレ新宮	夜白1区、夜白2区、夜白3区、夜白4区、ファーネスト新宮区、原上区および三代区の一部(おおむね国道3号より西側)
第5投票区	立花小学校体育館	的野区、立花口区、花立花区、原上区および三代区の一部(おおむね国道3号より東側)
第6投票区	相島災害時援助施設 (相島さずな館)	相島区